

留守家庭児童育成会と 法人が運営する育成会に対する 助成の開始について





Q 何をしている団体なのか。

児童福祉法第6条の3第2項に定められている「放課後児童健全育成事業」(※)を行っています(第二種社会福祉事業)。いわゆる学童保育です。

※本市では留守家庭児童育成会が行う放課後児童健全育成事業を留守家庭児童健全育成事業と呼んでいます。

【事業内容の概要】

対象児童	市内に住所を有し、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1~6年生
活動日	原則として月~土曜日(休日、年末年始等を除く)
活動時間	月~金 1日3時間以上 ※各育成会による。
	土 1日8時間以上 ※各育成会による。
実施場所	一軒家、マンションの一室、テナントスペース、留守家庭児童専用室(※)等
活動内容	自由遊び、宿題等の自主学習、季節行事、屋外行事等
保育料	月額平均約14,000円程度 (おやつ代・教材費は別途、育成会によって減免を実施)
配置基準	開所時間中放課後児童支援員を原則2名以上
面積基準	児童1人当たり1.65m ² 以上
定員	支援の単位当たり10人~おおむね40人 ※育成会が自ら土地を確保した場合、市で留守家庭児童専用室(プレハブ)を建て上げ、無償で貸し付けています。



Q どういう団体なのか。

地域や保護者の方々が中心となって運営委員会を組織し、運営を行っている法人格のない団体(任意団体)です。

【運営委員会の要件】

- ◎5名以上の構成員が必要です。
- ◎地域の役職者(区政協力委員、児童委員、子ども会会長、PTA役員)が構成員の過半数を超えることが必要です。また、児童委員が1名以上必要です。
- ◎その他保護者やOBの方々が構成員となっているケースが多いです。

【育成会の特色】

- ◎「地域と繋がり」をもって運営されていることが育成会の特色です。
→地域や保護者の方々が主体となり「地域と繋がり」をもって運営を担ってきたこともあり、その方々の意見を反映した運営を行っています。
また、地域の夏祭りや防災訓練等の地域行事に参加するなど、地域と密に連携をとっています。

【現在の留守家庭児童育成会の形ができるまで】

時期	できごと
昭和41年	◎共働き家庭の増加に伴い、保護者を中心に自主的に児童クラブを立ち上げる動きが広がっていたものを、各小学校のPTAに事業委託をする形で市としての事業を開始 ※運営に当たっては、校長やPTA役員を中心とした運営委員会の組織を要件とする。
昭和47年	◎委託事業から補助事業への制度変更 ※変更後も、運営委員会の組織を要件とする。
昭和51年	◎既存の運営委員会の形態では、地域の声が反映されにくいという意見が聞かれるようになったため、運営委員には、児童委員をはじめとした地域の役職者を過半数含むことを要件とする見直し ◎国において、児童育成クラブの設置・育成事業を開始。以降、年々補助制度を充実させ、市も、各地域の自主的な取り組みを支援するという方針の下、各留守家庭児童育成会への助成金の制度を拡充

Q どのように運営されているのか。

◎職員の募集・雇用、給与支払い、児童の入退所の決定、保育料の決定・徴収など団体としての意思決定は、運営委員会にて行いますが、実際は保護者が日常的にかかわりすすめています。

◎運営に係る事務(助成金申請業務、採用事務、経理事務等)は保護者の方が中心となり行っているケースが多いです。

Q 運営資金はどのように賄っているのか。

◎保護者から徴収する保育料と市からの助成金で運営しています。

※保育料は各留守家庭児童育成会において定めております。

※保育料の他におやつ代や教材費等の実費を徴収しているケースが多いです。

※本市では国の補助基準に沿った助成を行っているほか、ひとり親や多子世帯への減免助成など市独自の助成メニューも設けています。

【助成金の例(令和6年4月1日時点)】

助成メニュー	対象経費	助成限度額
基準額	基本的な運営費	年額約445万円 (児童の数20人の場合)
土曜開所加算	土曜日開所した場合の諸経費	年額86万円 (全日開所した場合)
長時間開所加算	平日又は長期休業期間中等に一定時間開所した場合の諸経費	平日:年額約42万円 長期休業期間中等:年額19万円 (1時間当たり)
指導室使用料加算	建物賃借料	月額約28万円
常勤職員配置等助成	一定の業務を行う常勤職員を配置するための費用	年額約316万円
ひとり親家庭減免助成	ひとり親家庭の保護者負担額の減免費用(助成率2/3)	月額8千円 (児童1人当たり)
多子世帯減免助成	多子世帯の保護者負担額の減免費用(助成率2/3)	月額4千円 (児童1人当たり)
育成支援体制強化助成	育成支援の周辺業務を委託・加配した場合の費用	年額150万円
送迎支援事業助成	児童の送迎にタクシー等を利用した場合の送迎費用	年額約54万円

※ 詳細は下記HP掲載の「留守家庭児童育成会運営助成要綱」を参照してください。
(<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/8-14-4-7-0-0-0-0-0.html>)



法人が運営する育成会に対する助成の開始について



Q なぜ、法人運営に対する助成を開始するのか。

地域や保護者の方々を中心に組織され、運営・実務を行ってきた育成会ですが、近年、共働き世帯の増加などの時代の変化や法人格のない団体としての運営における課題が年々浮き彫りとなってきています。

【法人格のない団体としての課題】

- ◎運営場所の確保にあたり、運営委員会は地域の役職者等で構成されている法人格のない団体であるため、団体としての信用力に課題があり、運営場所の確保が難しいケースが出てきている。
- ◎指導員の求人にあたり、法人格のない団体が雇用主となるため、不利な側面がある。
- ◎平成27年に子ども・子育て支援新制度がスタートし、助成金のメニューが大幅に増加するとともに、運営費も増加しており、法人格のない団体として扱いきれない。

【働き方の変化に伴う課題】

- ◎育成会は運営委員会により運営されているが、実務面については保護者が行っているところが多く、保護者会は担当者が毎年度交代するなど、運営の継続性に課題がある。平成27年以降の助成金のメニューの大幅な増加によりその問題も一層顕在化している。



そこで、このような状況を踏まえ、名古屋市において令和4年11月に放課後施策全体の方向性が定められ、その中で留守家庭児童育成会については以下の方向性が定められました。

「小学校年齢期における放課後施策の新たな方向性」(抜粋)

- ◎育成会への助成の継続に加えて、保護者の運営事務の負担を軽減するとともに、安定的な運営体制により新たな運営場所を確保し、量的拡充を図っていくため、運営体制の見直しを図る。運営体制の見直しと併せて、質の確保を図るため、人材の確保等に向けた支援を行う。
- ◎育成会の運営は、現行の運営委員会による運営に加えて、法人による運営についても、助成の対象とするよう、見直しを行う。法人運営への移行にあたっては、現行の運営委員会による運営の特性を踏まえ、地域や保護者との繋がりや意見を反映できる仕組みとする。
- ◎助成の対象とする法人の形態については、移行後も安定的・継続的な運営を行っていくため、社会福祉法人などの安定した経営基盤や児童福祉に関する専門性、運営実績を有する団体とし、営利法人を対象とすることについては、本市の待機児童の状況等を踏まえ、慎重な検討を行う。



Q 法人運営を開始するための要件は何か。

- [1] 留守家庭児童育成会が法人運営へ移行すること
以下のいずれかの類型により、育成会が法人運営へ移行することが必要です。

◆法人格取得型…育成会自らが法人格を取得し、運営を行う類型

◆法人承継型…既存の法人が育成会の運営を承継し、運営を行う類型

※法人設立と同時に育成会となることはできません。また、育成会を承継しない法人は助成の対象となりません。

- [2] 法人の主たる事務所の所在地が名古屋市内にあること

- [3] 非営利法人であること。また、政治活動や宗教を主たる目的とする法人等でないこと

- [4] 承継先の法人が放課後児童健全育成事業と同様に、施設において一定規模の児童を預かる教育・保育等の児童福祉に関する事業を3年以上行っていること

対象となる施設・事業の例(※)	対象となる施設・事業の例
保育所、幼稚園、(幼保連携型)認定こども園、 小規模保育事業、事業所内保育事業、小中学校、放課後等デイサービス	家庭的保育事業、訪問型保育事業、 青少年育成事業、高等学校、大学

※ただし、小規模保育事業、事業所内保育事業、放課後等デイサービスについては定員10人以上としている場合に限ります。

- [5] 承継先の法人において運営連絡会を設置すること

運営連絡会とは?

法人運営移行後は法人の理事会などが基本的な運営に係る意思決定を行うこととなるため、運営委員会は廃止となります。法人運営移行後も育成会の特色である「地域との繋がり」をもった運営を行っていただくため、移行後の運営法人と地域や保護者が意見交換を行う場として運営連絡会を設置していただく必要があります。

【運営連絡会の要件】

設置範囲	育成会ごと
構成員	◎5人以上 ◎その地域の児童委員が1人以上 ◎利用児童の保護者が1人以上 ◎その地域の児童委員、区政協力委員、PTA役員及び子ども会会長が構成員の半数を占める
開催要件	構成員の2/3以上の出席
開催頻度	年に2回以上
内容	予算・決算や事業内容をはじめとして、子どもの保育の状況などを含め、育成会の運営について、運営連絡会の意見を聴き、その意見を尊重して、運営を進めていただく必要があります。

- [6] その他、放課後児童健全育成事業としての基準等を満たすこと

※詳細は下記HP掲載の「留守家庭児童育成会の登録及び法人運営への移行に関する要綱」を参照してください。
(<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/8-14-4-7-0-0-0-0-0.html>)



Q 留守家庭児童育成会を承継するとはどういう意味か。

法人格のない留守家庭児童育成会の一切を法人に引き継いでいただくものです。運営のみならず資産や人員などを含め法人に引き継いでいただきます。

育成会承継後の運営の様子について

ここからはモデル事業において実際に育成会を引き継いだ法人からヒアリングを行い、運営スケジュールや運営において大切にしていることなどを参考例として記載しています。

● 年間スケジュール

	育成会の行事	地域・学校との行事
4月	保護者会総会	
5月		
6月	学童開放デー 新入所生歓迎会(保護者会主催) 小学校との懇談 運営連絡会	区内各小学校との懇談
7月		
8月		夏祭り
9月	運営連絡会	
10月	区内合同入所説明会 学童フェスティバル 個別入所説明会(対面)	
11月		区民祭り 学区防災訓練
12月	運営連絡会	
1月		
2月	個別入所説明会(zoom)	区内各小学校入学説明会へ参加
3月	卒所式 運営連絡会	

※保護者会を月1回開催

● 1日のスケジュール

	平日	土曜日(又は長期休業期間中)
7時		職員出勤・保育準備・打合せ
8時		開所
9時		学習(長期休業期間中のみ)
10時		公園遊び
11時	職員出勤・保育準備・打合せ	
12時		昼食
13時	開所 / 下校 / お迎え	休憩、室内遊び
14時	下校 / お迎え	
15時	おやつ	おやつ
16時	公園遊び	室内遊び・宿題
17時	室内遊び・宿題	閉所(土曜日・事業所ごとに異なる)
18時		
19時	閉所	閉所(長期休業期間中)



● 地域と良好な関係を築くために

地域の中にある育成会という意識を持つことを大事にしています。

◎地域の行事に積極的に参加する。

◎公園で遊ぶときや、散歩するときは挨拶をするように心がける。

◎育成会の運営上で何かあれば適宜、連絡や報告をする。

(日頃の運営に関わることにとどまらず、コロナ禍ではコロナの発生状況や学童保育連絡協議会の交渉内容なども伝えています。)

【地域との連携行事の例】

学童フェスティバル

地域の人や保護者を招待して、お店やさんごっこなどのイベントを行います。

事前の準備では、子どもたちがみんなで協力しながら、広報のためのチラシを作ったり、お店やさんやイベントの準備を行っています。広報のためのチラシは、地域の保育園に掲示していただきなど、協力いただいている。当日は、地域の人がたくさん遊びにきてくれ楽しんでくれます。また、入所の相談などもあり未就学児の保護者の方が育成会に関心をもってくれるいい機会となっています。

区民祭り、保育団体連絡会の夏祭り

地域や地域の保育団体連絡会が主催しているお祭りに保護者会で焼きそば、くじなどの店を出店しています。保育団体連絡会の夏祭りでは、他の学童の子どもたちと育成会の有志の子どもたちで一緒に出し物に参加しています。

事前の準備では、保護者会で担当を決め店の準備や祭りの実行委員会などに出席しています。また、保育団体の夏祭りでは保護者会で分担して、地域へ広告を配布しています。当日は、地域の方がお店に遊びに来てくれたり声をかけてくれたりし、法人移行前から毎年参加することもあり、地域の方に育成会の存在や雰囲気を知ってもらう機会となっています。

運営連絡会

モデル事業では年度に4回開催しました。運営連絡会では育成会側から保育の状況報告や予算決算についてモニター等を用いながら運営連絡委員の方々に説明を行っています。ただし、育成会側からの一方的な説明に終始するのではなく、育成会の説明をきっかけに運営連絡委員の方々から「地域ではこんなことがあったよ」と会話が広がり、地域の方々との良い情報交換の場にもなっています。

● 育成会に係る業務

労務・会計・広報や児童・保護者への対応など、他の福祉事業と同様の業務の他に育成会固有の業務として以下のような業務があります。

市の助成金に関する業務

- ◎年度当初の予算決算や事業計画等の関係書類提出
- ◎毎月と定期の助成金申請
- ◎実地指導への対応

小学校・地域との連携

- ◎小学校との懇談(資料作成含む)
- ◎運営連絡会の開催、各種地域行事への参加

● 運営において大切にしていること

- [1] 法人と育成会の間の連携体制をきちんととることを大切にしています。
◎育成会が法人の中で孤立しないように法人と育成会をつなぐ組織体系を作っています。
◎会議や研修など職員同士が情報共有や学び合いができるようにしています。
◎法人本部と育成会の職員との任務分担をきちんと決め、お互いにまかせっきりにしないようにしています。
- [2] 保護者とは共に子育てをする仲間という意識をもつことを大切にしています。
◎定期的に保護者との懇談会を実施し、子どもの様子など積極的に交流しています。

● 保護者会について

保護者と子育ての悩みや楽しさを共有し、子どもの育ちを一緒に考え合うことを大切にするため、また、保護者同士の繋がりを作るため、保護者会を設置しています。

※なお、保護者会を設置するか否か、どのような役割を担うかなどについては、各育成会で異なり、一律に定まっているものではありません。

保護者会の役割・業務

- ◎学童保育連絡協議会や保育団体連絡会への参加。
- ◎保護者会の定例開催。(月1回)
- ◎保護者会主催のイベント開催(新入生歓迎会・夏祭り打ち上げなど)
- ◎職員からの保育等の相談や入所説明会への参加

保護者会と育成会の関係性

- ◎保護者会の役割は基本的に保護者会が決めて運営しています。
- ◎運営や保育については、指導員や法人が責任をもって行なっています。
- 何かあれば育成会と保護者会とで一緒に考え、話し合い、理解し合って運営等を行っています。

● 法人移行によって変わること

育成会側

- ◎経営、運営体制が安定する。
- ◎保護者の事務負担が軽減される。
- ◎職員の身分が安定する。

法人側

- ◎0歳～12歳までの長い視点で子どもの成長を考えることができます。
- ◎保育実践が継承される。
- ◎他の事業の視点が加わることで、職員の研修制度が充実する。

● その他引き継ぐ上で基本事項として知っておいたほうが良いこと

- ◎名古屋市の学童に対する助成金はメニューが豊富ですが、その分制度についての理解や、申請などに係る事務作業などは増えると思われます。
- ◎引き継ぎの際は、もともと育成会で働いている指導員と保育の方針等のすり合わせが大切になります。保育士等、同法人の職種の違う職員との給与の違いも課題となるかと思います。
- ◎法人の職員が新たに育成会の保育に参加する場合は、子どもや保護者の様子を見ながら判断する必要があり、保育が安定するまでは時間がかかると思います。
- ◎地域の方は、忙しい中、運営連絡会に参加するなどしてくださっています。そのため、感謝の気持ちを持ちながら何かあれば伝え合えるようにすることが大切であると考えています。
- ◎育成会は、子どもたちにとってほっと一息つける場所です。学校で少し頑張ってきたので、甘えたり、時にはわがままになったりします。そんな育成会は子どもたちにとって、大切な場所と時間です。引き継ぐことで、今まであった信頼関係などが崩れないように子どもたちの声を聴き進めていく必要があると考えています。